

## 特集《意匠》

## ビールピッチャー事件

知財高裁 平成 20 年 12 月 25 日

平成 20 年(行ケ)第 10251 号

平成 22 年度意匠委員会第 5 部会 佐藤 英二



## 要 約

本願意匠と引用意匠はいずれも内容器と外容器からなる二重構造のビールピッチャーに係るもので、内容器部分を部分意匠とする本願意匠と引用意匠の類否が争われた。審決は両意匠を類似すると判断したが、裁判所は、両意匠は内容器に関するものである他、注ぎ口及び折り返し部を有するという基本的な構成態様において共通する点を有するが、具体的な注ぎ口及び折り返し部の形状態様において、異なる美感を与え、類似しないと判断した。

## 1. 概要

## (1) 手続きの経緯

原告は、意匠に係る物品を「ビールピッチャー」とし、その一部分について部分意匠として、平成 18 年 7 月 19 日、意匠登録出願（以下「本件意匠登録出願」という。）をしたが（後掲の図面参照）、平成 19 年 1 月 12 日付けの拒絶理由通知を受け、同年 7 月 19 日付けで拒絶査定を受けた。これに対して、原告は、同年 8 月 29 日、審判請求（不服 2007-23689 号事件）をしたが、特許庁は、同年 5 月 13 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。

## (2) 審決の認定及び判断

審決は、本件意匠登録出願に係る意匠登録を受けようとする部分は、内容器と外容器からなる二重構造のビール用ピッチャーにおいて、上縁部正面の注ぎ口以外の部分を外側に折り返して外容器の上端に接合した内容器部分であると認定した（以下、登録を受けようとする部分の意匠を「本願意匠」という。）。

そして、審決は、本願意匠は意匠に係る物品を「ビール用ピッチャー」とする意匠登録第 1187522 号の意匠のうち本願意匠に対応する部分（以下この部分を「引用意匠」という。後掲の図面参照）に類似するから、意匠法 3 条 1 項 3 号の意匠に該当する、と判断した。

## 2. 争点

## (1) 意匠の認定の誤り

原告は、審決は本願意匠と引用意匠との相違点を看

過したと主張し、審決における共通点及び差異点の認定を争った。

## (2) 意匠の類否判断の誤り

原告は、審決は、本願意匠と引用意匠の共通点の評価及び差異点の評価を誤り、類否判断を誤ったと主張し、争った。

## 3. 結論

## (1) 意匠の認定の誤りについて

判決は、審決における両意匠の共通点と差異点の認定自体に誤りはないとした。

## (2) 意匠の類否判断について

判決は、本願意匠と引用意匠とは類似するとはいえないので、本願意匠は意匠法 3 条 1 項 3 号に該当するとした審決の認定判断には誤りがあると判示した。

## 4. 裁判所の判断理由

## (1) 本願意匠と引用意匠の対比

まず、裁判所は、本願意匠と引用意匠を対比して、その共通点と差異点を次のように認定している。

A. 本願意匠と引用意匠との共通点及び差異点の認定  
ア 共通点

① 内容器全体は、肉薄の有底略円筒形の上部正面中央（把手の反対側）を前方に拡張して注ぎ口とし、注ぎ口を除いて上端より外側へ折り返した部分（以下、「折り返し部」という。）を形成し、形態全体を透明とした態様である点、

- ② 内容器の折り返し部および注ぎ口を除いた部分の外側面は、底面周縁を丸面状とし、上端に向かって次第に拡張した態様である点、
- ③ 内容器の全高に対し、折り返し部上端の内径が約11分の7である点、

- ④ 折り返し部は、外側面をやや広幅でごくわずかに斜め上向きとし、下縁をわずかに拡張した略玉縁状とし、注ぎ口の左右両端から中央の折り曲げ部の下側の部分にかけて一体状に形成している点、
- ⑤ 注ぎ口は、平面視略「V」字形状であって内容器の

C・P

図面第1

本願意匠

意匠に係る物品 ビールピッチャー

意匠に係る物品の説明 本願意匠に係る「ビールピッチャー」は、A-A線断面図に示されるように内容器と外容器の二重構造を持つもので、透明体で構成される故もあり、内・外容器に重ねて構成され二重に感得される大きな注ぎ口が特徴的である。ビールディスペンサーから直接上記注ぎ口部分にビールを注ぐと、A-A線断面図に示される大きな注ぎ口の傾斜とピッチャー内容器の形態に沿ってビールが流れ込み、ピッチャー内にクリーミーな泡を立てることができるものである。

意匠の説明 本願意匠に係る物品は透明体である。各図面において、実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。各写真において、赤色で着色された部分以外の部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。左側面図は右側面図と対称に表れるため省略する。



注ぎ口部を赤色で示す拡大断面図



注ぎ口部を赤色で示す拡大側面図



注ぎ口部を赤色で示す拡大斜視図



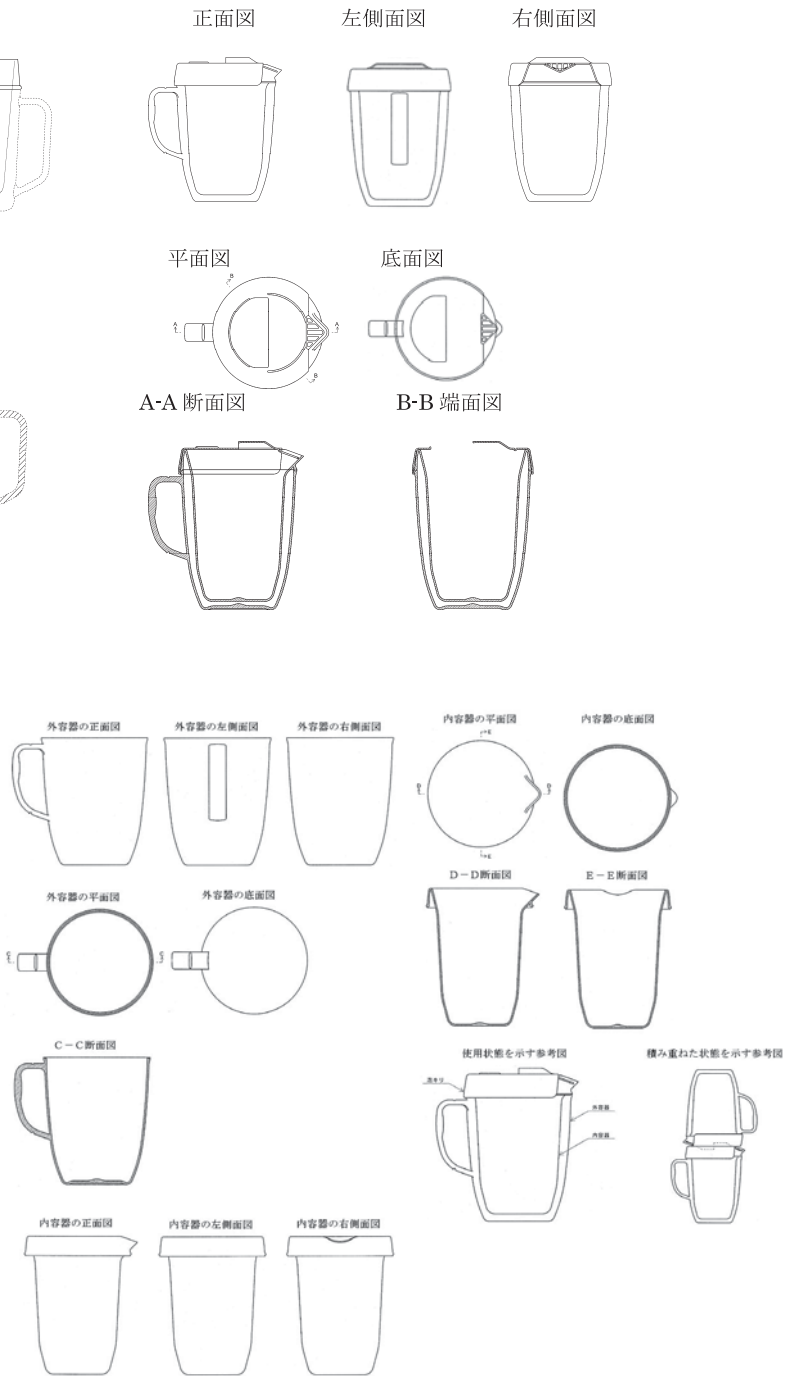
図面第2

引用意匠

意匠に係る物品 ビール用ピッチャー

意匠に係る物品の説明 本物品は、ビール等の飲料を約2.5リットル収容することができるビール用ピッチャーであり、飲料の温度上昇を極力防止するため、外容器と内容器から成る二重壁構造を取り入れている。また物品上部には、異物の混入を防止してビールを注ぐ際に泡の流出を制限するための泡キリが装備され、この泡キリを「積み重ねた状態を示す参考図」のように組み合わせることで、保管時の占有面積が削減可能である。

意匠の説明 背面図は、正面図と対称に表れるため省略する。外容器の背面図は、外容器の正面図と対称に表れるため省略する。内容器の背面図は、内容器の正面図と対称に表れるため省略する。本物品において外容器と内容器は、全体が透明である。ただし外容器単体及び内容器単体を示す各図は、物品を不透明として作図している。



折り返し部よりもやや前方に突出し、中央の折り曲げ部の下端が折り返し部の下端よりもやや下側である点。

#### イ 差異点

- ① 内容器の外側面の底面周縁より上方の側方視態様について、本願意匠は、直線状であるのに対し、引用意匠は、底面周縁寄りをごく緩やかな山折り状に屈曲し、上端寄りをごく緩やかな谷折り状に屈曲している点、
- ② 内容器の全高に対する折り返し部の縦幅について、本願意匠は、約5分の1であるのに対し、引用意匠は、約7分の1である点、
- ③ 折り返し部の下縁の下側の接合部について、本願意匠は、ごく細幅の凹溝状であるのに対し、引用意匠は、ごく細幅の凸溝状である点、
- ④ 注ぎ口の態様について、本願意匠は、上端を側方視水平状とし、突端を平面視やや角張って形成しているのに対し、引用意匠は、上端を側方視やや下り傾斜状とし、突端を平面視やや角丸状に形成し、中央の折り曲げ部の傾斜を、本願意匠は引用意匠よりもやや急傾斜状としている点。

B. 裁判所は上記の共通点及び差異点として挙げた構成態様に加えて、さらに、本願意匠と引用意匠の各意匠（部分意匠として意匠登録を受けようとする部分及びこれに対応する引用意匠の部分を中心とするが、判断に影響のある範囲で、その他の部分も含める。）の具体的態様として、折り返し部や注ぎ口のかかなり具体的な構成態様を認定している。

## (2) 本願意匠と引用意匠の類否

裁判所は、上記の両意匠の対比に基づいて、次のように類否判断を行っている。

まず、裁判所は、両意匠の特徴部分を把握している。

### ア 両意匠の特徴的部分

本願意匠は、

- ① 折り返し部について、正面視及び側面視において、いずれも（断面図上）直線形状からなる内側面、頂面及び外側面により構成されていること、
- ② 本願意匠に係る物品が透明体であるため、折り返しの内側面も視認することができ、正面視において、下辺がやや長い横長の台形と上辺がやや長い横長の台形との双方を目視することができる構造となっていること、
- ③ 折り返し部の縦の長さは、内容器の全高の約5分

の1であり、縦に長い形状であること、

④注ぎ口について、本願意匠に係る物品が透明体であるため、正面視において二重略V字形状を有し、それぞれが折り返し部上端の直線を底辺とする逆二等辺三角形を構成していること、

⑤ 注ぎ口の側方視において、上端が水平状であり、折り返し部の上部横線の延長線上に位置し、突端を平面視やや角張って形成している点に特徴がある。

一方、引用意匠は、

① 折り返し部について、正面視及び側方視において、いずれも（断面図上）直線状の内側面、丸みを帯びた頭頂面、及び直線上の外側面から構成されており、全体として角張った印象を与えないこと、

② 本願意匠の部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に相当する部分の物品は、透明体ではないため、正面視において、折り返し部の内側面を視認することができないこと（視認することができる旨の図示はされていないこと）、

③ 下辺がやや長い横長の台形状の四隅はいずれも丸みを帯びており、その縦幅は内容器の全高の約7分の1であって、短く形成されていること、

④ 注ぎ口について、正面視において、内容器の折り返し部上端は、水平方向の直線を形成することはなく、緩やかな円弧状を呈しており、少なくとも、本願意匠にあるような直線的な外側面V字形状又は内側面V字形状を呈していないこと、

⑤ 注ぎ口は、側方視において、上端をやや下り傾斜状とし、中央の折り曲げ部の傾斜は（断面図）曲線を描いて「折り返し部内側面」に連なっていること、平面視において、注ぎ口は、手前から先端に進むに従い、曲率半径の小さい曲線、曲率半径の大きい緩やかな曲線、先端部の丸みを帯びた曲線へと変化し、直線が用いられていないこと等に特徴がある。

### イ 類否の判断

上記の特徴部分の把握・認定に基づいて、裁判所は、両意匠の類否について次のように判断している。

本願意匠は、折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に直線で形成され、全体の縦が長く、注ぎ口を大きくかつ深く、正面視において二重略V字形状を有し、これらの特徴を総合すると規則的であるが、シャープな印象を与える形状といえることができる。

これに対して、引用意匠は、注ぎ口の側方視を除い



て折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に曲線で形成され、全体の縦の長さが横の長さに比して短く、注ぎ口が小さくかつ浅く、正面視において円弧形状を示し、平面視において、注ぎ口は、手前から先端に進むに従い、曲率半径を変化させ、曲線が多用され、これらの特徴を総合すると、不規則かつ複雑であるが、全体として柔軟で暖かな印象を与えるものといえる。

上記によれば、本願意匠と引用意匠とは、意匠に係る物品がいずれもビールピッチャーであり、いずれもその構造が内容器と外容器の二重構造を有するうちの内容器に関するものである他、注ぎ口及び折り返し部を有するという基本的な構成態様において共通する点を有するが、具体的な注ぎ口及び折り返し部の形状態様において、看者に異なる美感を与えているものというべきである。したがって、本願意匠は、引用意匠に類似するという事はできない。

このように裁判所は、両意匠を非類似と判断した。

なお、裁判所は、被告が両意匠の差異点に現れた構成態様、例えば、本願意匠の注ぎ口の上側を側方視水平状とし、突端を平面視やや角張って形成し、中央の折り曲げ部の傾斜を急傾斜とした態様等につき、公知意匠にみられるようにありふれたものと主張したのに対して、本願意匠の一部について公知のものが含まれるとしても、それをもって本願意匠と引用意匠との類否の判断に影響を及ぼすものとはいえない、と判示している。

## 5. 解説

本件の両意匠に係る物品であるビールピッチャーは、いずれも内容器と外容器の二重構造であって、本願意匠はそのうちの内容器を部分意匠として特定して出願したものである。本願の意匠の説明において、「各写真において、赤色で着色された部分以外の部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である」と記載され、写真を見ると、外容器の上部に現れた折り返し部や注ぎ口が部分意匠の対象範囲のようにも見えるかもしれないが、外容器の中に入っている有底円筒状の部分も含めて内容器全部が部分意匠の対象範囲である。

本願意匠における内容器に相当する部分は引用意匠にも明確に存在するので、本件においては、部分意匠の位置、大きさ、範囲は特に問題にされてはいない。なお、引用意匠においては、上部に泡きりの蓋部が被

せられており、対象部分が把握し難くなっているが、内容器の各図があるので、その図面で内容器の態様は把握することができる。

本件においては、意匠の認定自体は誤りはないとされているので、類否判断そのものが重要な論点といえる。

両意匠の類否判断において、審決は、上記共通点のうちの①ないし③等に表れている両意匠の骨格的構成、言い換えれば、基本的構成態様を重視して類否判断し、両意匠が類似すると判断したようであるが、判決は、上記の特徴把握に見られるように、両意匠において、折り返し部や注ぎ口の具体的構成態様を重視して類否判断を行っている。意匠の類否判断において、基本的構成態様に対する評価を低くする場合は、その基本的構成態様が公知ないし周知の場合が多いが、本件においては、そのような公知意匠の提示はあったのかもしれないが、少なくとも判決文では、その点についての言及はない。したがって、類似の幅を相対的に狭くみたことに対して、やや疑問が残るかたちとなっている。

なお、本判決では、引用意匠において本願意匠の部分意匠として登録を受けようとする部分に相当する部分、すなわち内容器については透明体ではないと認定し、その内側面を視認できない。ないし、視認することができる旨の図示はされていないと認定している(上記の引用意匠の特徴部分の③)。しかし、意匠の出願実務においては、透明体であっても、形態把握が煩雑にならないように、作図上は不透明体として作図することは容認されている(特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」平成20年3月、「4.4 透明な意匠の作図方法」参照)。本件においても、引用意匠に係る意匠の説明に、「本物品において外容器と内容器は、全体が透明である。ただし外容器単体及び内容器単体を示す各図は、物品を不透明として作図している。」と明記している。したがって、本判決において、透明体ではないと認定したことは誤解というべきであろう。もっとも、引用意匠は部分意匠としてではなく、全体意匠として出願されたものであるから、折り返し部や注ぎ口の細かい点までは図面表現されていないということがある。本件は部分意匠の審査における引用例の把握という点でも課題を残していると思える。

以上

(原稿受領 2010. 12. 21)